

2 介護保健施設サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単 位		
種類	項目						
52	1111	保健施設 I 1	(イ)介護保健施設サービス費(1) (看護・介護職員の配属 3:1)	880	1日につき		
52	1112	保健施設 I 1・痴呆		(一)要介護 1 880単位		痴呆専門棟加算 +76単位	956
52	1113	保健施設 I 1・リハ				リハビリ体制加算 +12単位	892
52	1114	保健施設 I 1・リハ・痴呆				痴呆専門棟加算 +76単位	968
52	1115	保健施設 I 1・夜勤減		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			854
52	1116	保健施設 I 1・夜勤減・痴呆				痴呆専門棟加算 +76単位	930
52	1117	保健施設 I 1・夜勤減・リハ				リハビリ体制加算	866
52	1118	保健施設 I 1・夜勤減・リハ・痴呆		×97%		+12単位	942
52	1121	保健施設 I 2		(二)要介護 2 930単位			930
52	1122	保健施設 I 2・痴呆				痴呆専門棟加算 +76単位	1,006
52	1123	保健施設 I 2・リハ				リハビリ体制加算 +12単位	942
52	1124	保健施設 I 2・リハ・痴呆				痴呆専門棟加算 +76単位	1,018
52	1125	保健施設 I 2・夜勤減		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			902
52	1126	保健施設 I 2・夜勤減・痴呆				痴呆専門棟加算 +76単位	978
52	1127	保健施設 I 2・夜勤減・リハ				リハビリ体制加算	914
52	1128	保健施設 I 2・夜勤減・リハ・痴呆		×97%		+12単位	990
52	1131	保健施設 I 3		(三)要介護 3 980単位			980
52	1132	保健施設 I 3・痴呆				痴呆専門棟加算 +76単位	1,056
52	1133	保健施設 I 3・リハ		リハビリ体制加算 +12単位	992		
52	1134	保健施設 I 3・リハ・痴呆		痴呆専門棟加算 +76単位	1,068		
52	1135	保健施設 I 3・夜勤減	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		951		
52	1136	保健施設 I 3・夜勤減・痴呆		痴呆専門棟加算 +76単位	1,027		
52	1137	保健施設 I 3・夜勤減・リハ		リハビリ体制加算	963		
52	1138	保健施設 I 3・夜勤減・リハ・痴呆	×97%	+12単位	1,039		
52	1141	保健施設 I 4	(四)要介護 4 1,030単位		1,030		
52	1142	保健施設 I 4・痴呆		痴呆専門棟加算 +76単位	1,106		
52	1143	保健施設 I 4・リハ		リハビリ体制加算 +12単位	1,042		
52	1144	保健施設 I 4・リハ・痴呆		痴呆専門棟加算 +76単位	1,118		
52	1145	保健施設 I 4・夜勤減	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		999		
52	1146	保健施設 I 4・夜勤減・痴呆		痴呆専門棟加算 +76単位	1,075		
52	1147	保健施設 I 4・夜勤減・リハ		リハビリ体制加算	1,011		
52	1148	保健施設 I 4・夜勤減・リハ・痴呆	×97%	+12単位	1,087		
52	1151	保健施設 I 5	(五)要介護 5 1,080単位		1,080		
52	1152	保健施設 I 5・痴呆		痴呆専門棟加算 +76単位	1,156		
52	1153	保健施設 I 5・リハ		リハビリ体制加算 +12単位	1,092		
52	1154	保健施設 I 5・リハ・痴呆		痴呆専門棟加算 +76単位	1,168		
52	1155	保健施設 I 5・夜勤減	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		1,048		
52	1156	保健施設 I 5・夜勤減・痴呆		痴呆専門棟加算 +76単位	1,124		
52	1157	保健施設 I 5・夜勤減・リハ		リハビリ体制加算	1,060		
52	1158	保健施設 I 5・夜勤減・リハ・痴呆	×97%	+12単位	1,136		

サービスコード表(指定施設サービス等)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目		(2)介護保健 施設サー ビス費(Ⅱ)	(一)要介護1					
52	1211	保健施設Ⅱ 1	イ介護保健施設サービス費 (看護・介護 職員の配置 3.6:1)	810単位			810	(1日につき)	
52	1212	保健施設Ⅱ 1・痴呆					痴呆専門棟加算 +76単位		886
52	1213	保健施設Ⅱ 1・リハ				リハビリ体制加算			822
52	1214	保健施設Ⅱ 1・リハ・痴呆				+12単位	痴呆専門棟加算 +76単位		898
52	1215	保健施設Ⅱ 1・夜勤減				夜勤の勤務条件 に関する基準を 満たさない場合			786
52	1216	保健施設Ⅱ 1・夜勤減・痴呆				×97%	痴呆専門棟加算 +76単位		862
52	1217	保健施設Ⅱ 1・夜勤減・リハ				リハビリ体制加算			798
52	1218	保健施設Ⅱ 1・夜勤減・リハ・痴呆				+12単位	痴呆専門棟加算 +76単位		874
52	1221	保健施設Ⅱ 2			857単位				857
52	1222	保健施設Ⅱ 2・痴呆					痴呆専門棟加算 +76単位		933
52	1223	保健施設Ⅱ 2・リハ				リハビリ体制加算			869
52	1224	保健施設Ⅱ 2・リハ・痴呆				+12単位	痴呆専門棟加算 +76単位		945
52	1225	保健施設Ⅱ 2・夜勤減				夜勤の勤務条件 に関する基準を 満たさない場合			831
52	1226	保健施設Ⅱ 2・夜勤減・痴呆				×97%	痴呆専門棟加算 +76単位		907
52	1227	保健施設Ⅱ 2・夜勤減・リハ				リハビリ体制加算			843
52	1228	保健施設Ⅱ 2・夜勤減・リハ・痴呆				+12単位	痴呆専門棟加算 +76単位		919
52	1231	保健施設Ⅱ 3			903単位				903
52	1232	保健施設Ⅱ 3・痴呆					痴呆専門棟加算 +76単位		979
52	1233	保健施設Ⅱ 3・リハ				リハビリ体制加算			915
52	1234	保健施設Ⅱ 3・リハ・痴呆				+12単位	痴呆専門棟加算 +76単位		991
52	1235	保健施設Ⅱ 3・夜勤減				夜勤の勤務条件 に関する基準を 満たさない場合			876
52	1236	保健施設Ⅱ 3・夜勤減・痴呆				×97%	痴呆専門棟加算 +76単位		952
52	1237	保健施設Ⅱ 3・夜勤減・リハ				リハビリ体制加算			888
52	1238	保健施設Ⅱ 3・夜勤減・リハ・痴呆				+12単位	痴呆専門棟加算 +76単位		964
52	1241	保健施設Ⅱ 4			949単位				949
52	1242	保健施設Ⅱ 4・痴呆					痴呆専門棟加算 +76単位		1,025
52	1243	保健施設Ⅱ 4・リハ				リハビリ体制加算			961
52	1244	保健施設Ⅱ 4・リハ・痴呆				+12単位	痴呆専門棟加算 +76単位		1,037
52	1245	保健施設Ⅱ 4・夜勤減		夜勤の勤務条件 に関する基準を 満たさない場合			921		
52	1246	保健施設Ⅱ 4・夜勤減・痴呆		×97%		痴呆専門棟加算 +76単位	997		
52	1247	保健施設Ⅱ 4・夜勤減・リハ		リハビリ体制加算			933		
52	1248	保健施設Ⅱ 4・夜勤減・リハ・痴呆		+12単位		痴呆専門棟加算 +76単位	1,009		
52	1251	保健施設Ⅱ 5		995単位			995		
52	1252	保健施設Ⅱ 5・痴呆				痴呆専門棟加算 +76単位	1,071		
52	1253	保健施設Ⅱ 5・リハ			リハビリ体制加算		1,007		
52	1254	保健施設Ⅱ 5・リハ・痴呆			+12単位	痴呆専門棟加算 +76単位	1,083		
52	1255	保健施設Ⅱ 5・夜勤減			夜勤の勤務条件 に関する基準を 満たさない場合		965		
52	1256	保健施設Ⅱ 5・夜勤減・痴呆			×97%	痴呆専門棟加算 +76単位	1,041		
52	1257	保健施設Ⅱ 5・夜勤減・リハ			リハビリ体制加算		977		
52	1258	保健施設Ⅱ 5・夜勤減・リハ・痴呆			+12単位	痴呆専門棟加算 +76単位	1,053		

介護保健施設

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単 位	
種類	項目							
52	6300	保健施設外泊時費用	<input checked="" type="checkbox"/>	居宅における外泊を認めた場合	1日につき 444単位	444	月6日限度	
52	6400	保健施設初期加算	<input type="checkbox"/>	初期加算（入所日から30日以内の期間。）	1日につき 30単位加算	30	1日につき	
52	6501	退所前後訪問指導加算	八	退所時指導等加算	(1)退所時等 (一)退所前後訪問指導加算	460単位	460	1回につき
52	6502	退所時指導加算			指導加算 (二)退所時指導加算	1,070単位	1,070	1回限り
52	6503	老人訪問看護指示加算			(2)老人訪問看護指示加算	300単位	300	
52	9000	保健施設緊急時治療管理	二	緊急時施設療養費	(1)緊急時治療管理 1日につき 500単位	500	月3日限度	

サービスコード表(指定施設サービス等)

3 介護療養施設サービスコード表 イ 療養型病床群を有する病院における介護療養施設サービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
53	2111	療養型施設 I 1	(1)療養型介護療養施設サービス費 (看護6:1 介護3:1)	a 要介護 1 1,193単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合		1,193	1日につき
53	2112	療養型施設 I 1・夜勤 I			イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) + 23単位	1,216		
53	2113	療養型施設 I 1・夜勤 II			ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) + 14単位	1,207		
53	2114	療養型施設 I 1・夜勤 III			ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位	1,198		
53	2115	療養型施設 I 1・夜勤 IV			ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位	1,200		
53	2116	療養型施設 I 1・夜勤減			夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位	1,168	
53	2121	療養型施設 I 2		b 要介護 2 1,239単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合		1,239	
53	2122	療養型施設 I 2・夜勤 I			イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) + 23単位	1,262		
53	2123	療養型施設 I 2・夜勤 II			ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) + 14単位	1,253		
53	2124	療養型施設 I 2・夜勤 III			ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位	1,244		
53	2125	療養型施設 I 2・夜勤 IV			ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位	1,246		
53	2126	療養型施設 I 2・夜勤減			夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位	1,214	
53	2131	療養型施設 I 3		c 要介護 3 1,285単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合		1,285	
53	2132	療養型施設 I 3・夜勤 I			イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) + 23単位	1,308		
53	2133	療養型施設 I 3・夜勤 II			ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) + 14単位	1,299		
53	2134	療養型施設 I 3・夜勤 III			ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位	1,290		
53	2135	療養型施設 I 3・夜勤 IV			ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位	1,292		
53	2136	療養型施設 I 3・夜勤減			夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位	1,260	
53	2141	療養型施設 I 4		d 要介護 4 1,331単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合		1,331	
53	2142	療養型施設 I 4・夜勤 I			イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) + 23単位	1,354		
53	2143	療養型施設 I 4・夜勤 II			ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) + 14単位	1,345		
53	2144	療養型施設 I 4・夜勤 III			ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位	1,336		
53	2145	療養型施設 I 4・夜勤 IV			ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位	1,338		
53	2146	療養型施設 I 4・夜勤減			夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位	1,306	
53	2151	療養型施設 I 5		e 要介護 5 1,377単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合		1,377	
53	2152	療養型施設 I 5・夜勤 I			イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) + 23単位	1,400		
53	2153	療養型施設 I 5・夜勤 II			ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) + 14単位	1,391		
53	2154	療養型施設 I 5・夜勤 III			ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位	1,382		
53	2155	療養型施設 I 5・夜勤 IV	ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位		1,384			
53	2156	療養型施設 I 5・夜勤減	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		-25単位	1,352		

サービスコード表(指定施設サービス等)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目								
53	2311	療養型施設Ⅲ 1	(イ) 療養型介護 療養施設 サービス 費(Ⅲ) (看護6:1 介護5:1) (1)療養型介護療養施設サービス費	a 要介護 1	夜勤の勤務条件	1,079	(1日につき)		
53	2312	療養型施設Ⅲ 1・夜勤Ⅰ		1,079単位	に関する基準を	イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位		1,102	
53	2313	療養型施設Ⅲ 1・夜勤Ⅱ			満たす場合	□ 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位		1,093	
53	2314	療養型施設Ⅲ 1・夜勤Ⅲ				ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位		1,084	
53	2315	療養型施設Ⅲ 1・夜勤Ⅳ				ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位		1,086	
53	2316	療養型施設Ⅲ 1・夜勤減			夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位		1,054	
53	2321	療養型施設Ⅲ 2			b 要介護 2	夜勤の勤務条件		1,120	
53	2322	療養型施設Ⅲ 2・夜勤Ⅰ			1,120単位	に関する基準を		イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位	1,143
53	2323	療養型施設Ⅲ 2・夜勤Ⅱ				□ 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位		1,134	
53	2324	療養型施設Ⅲ 2・夜勤Ⅲ				ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位		1,125	
53	2325	療養型施設Ⅲ 2・夜勤Ⅳ				ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位		1,127	
53	2326	療養型施設Ⅲ 2・夜勤減			夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位		1,095	
53	2331	療養型施設Ⅲ 3			c 要介護 3	夜勤の勤務条件		1,162	
53	2332	療養型施設Ⅲ 3・夜勤Ⅰ			1,162単位	に関する基準を		イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位	1,185
53	2333	療養型施設Ⅲ 3・夜勤Ⅱ				□ 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位		1,176	
53	2334	療養型施設Ⅲ 3・夜勤Ⅲ				ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位		1,167	
53	2335	療養型施設Ⅲ 3・夜勤Ⅳ				ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位		1,169	
53	2336	療養型施設Ⅲ 3・夜勤減			夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位		1,137	
53	2341	療養型施設Ⅲ 4			d 要介護 4	夜勤の勤務条件		1,203	
53	2342	療養型施設Ⅲ 4・夜勤Ⅰ			1,203単位	に関する基準を		イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位	1,226
53	2343	療養型施設Ⅲ 4・夜勤Ⅱ				□ 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位		1,217	
53	2344	療養型施設Ⅲ 4・夜勤Ⅲ				ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位		1,208	
53	2345	療養型施設Ⅲ 4・夜勤Ⅳ				ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位		1,210	
53	2346	療養型施設Ⅲ 4・夜勤減			夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位		1,178	
53	2351	療養型施設Ⅲ 5			e 要介護 5	夜勤の勤務条件		1,245	
53	2352	療養型施設Ⅲ 5・夜勤Ⅰ			1,245単位	に関する基準を		イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位	1,268
53	2353	療養型施設Ⅲ 5・夜勤Ⅱ				□ 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位		1,259	
53	2354	療養型施設Ⅲ 5・夜勤Ⅲ				ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位		1,250	
53	2355	療養型施設Ⅲ 5・夜勤Ⅳ				ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位		1,252	
53	2356	療養型施設Ⅲ 5・夜勤減			夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位		1,220	

介護療養施設（療養型）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
53	2411	療養型施設Ⅳ 1	④ 療養型介護 療養施設 サービス 費(Ⅳ) (看護6:1 介護6:1) ①療養型介護療養施設サービス費	1,048	(1日につき)		
53	2412	療養型施設Ⅳ 1・夜勤Ⅰ		a 要介護 1 1,048単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合	イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位 1,071
53	2413	療養型施設Ⅳ 1・夜勤Ⅱ					ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位 1,062
53	2414	療養型施設Ⅳ 1・夜勤Ⅲ					ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位 1,053
53	2415	療養型施設Ⅳ 1・夜勤Ⅳ					ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位 1,055
53	2416	療養型施設Ⅳ 1・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位 1,023
53	2421	療養型施設Ⅳ 2		b 要介護 2 1,088単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合	イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位 1,111
53	2422	療養型施設Ⅳ 2・夜勤Ⅰ					ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位 1,102
53	2423	療養型施設Ⅳ 2・夜勤Ⅱ					ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位 1,093
53	2424	療養型施設Ⅳ 2・夜勤Ⅲ					ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位 1,095
53	2425	療養型施設Ⅳ 2・夜勤Ⅳ					
53	2426	療養型施設Ⅳ 2・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位 1,063
53	2431	療養型施設Ⅳ 3		c 要介護 3 1,128単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合	イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位 1,151
53	2432	療養型施設Ⅳ 3・夜勤Ⅰ					ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位 1,142
53	2433	療養型施設Ⅳ 3・夜勤Ⅱ					ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位 1,133
53	2434	療養型施設Ⅳ 3・夜勤Ⅲ					ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位 1,135
53	2435	療養型施設Ⅳ 3・夜勤Ⅳ					
53	2436	療養型施設Ⅳ 3・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位 1,103
53	2441	療養型施設Ⅳ 4		d 要介護 4 1,168単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合	イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位 1,191
53	2442	療養型施設Ⅳ 4・夜勤Ⅰ					ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位 1,182
53	2443	療養型施設Ⅳ 4・夜勤Ⅱ					ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位 1,173
53	2444	療養型施設Ⅳ 4・夜勤Ⅲ					ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位 1,175
53	2445	療養型施設Ⅳ 4・夜勤Ⅳ					
53	2446	療養型施設Ⅳ 4・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位 1,143
53	2451	療養型施設Ⅳ 5		e 要介護 5 1,209単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合	イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位 1,232
53	2452	療養型施設Ⅳ 5・夜勤Ⅰ					ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位 1,223
53	2453	療養型施設Ⅳ 5・夜勤Ⅱ			ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位 1,214		
53	2454	療養型施設Ⅳ 5・夜勤Ⅲ			ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位 1,216		
53	2455	療養型施設Ⅳ 5・夜勤Ⅳ					
53	2456	療養型施設Ⅳ 5・夜勤減		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位 1,184		

サービスコード表(指定施設サービス等)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
53	2601	療養型施設療養環境減算Ⅰ	① 病院療養型病床群療 養環境減算の基準に 該当する場合	イ 病院療養型病床群療養環境減算(Ⅰ) 1日につき	15単位減算	-15	(1日につき)	
53	2602	療養型施設療養環境減算Ⅱ		ロ 病院療養型病床群療養環境減算(Ⅱ) 1日につき	75単位減算	-75		
53	2603	療養型施設療養環境減算Ⅲ		ハ 病院療養型病床群療養環境減算(Ⅲ) 1日につき	105単位減算	-105		
53	2700	療養型施設医師配置減算		医師の配置について、医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	1日につき	12単位減算	-12	
53	2830	療養型施設外泊時費用		居宅における外泊を認めた場合	1日につき	444単位	444	月6日限度
53	2840	療養型施設初期加算	(2)初期加算(入院日から30日以内の期間。)	1日につき	30単位加算	30	1日につき	
53	2851	療養型退院前後訪問指導加算	③退院時指 導等加算	(-)退院時等 a 退院前後訪問指導加算	460単位	460	1回につき	
53	2852	療養型退院時指導加算		b 退院時指導加算	1,070単位	1,070	1回限り	
53	2853	療養型老人訪問看護指示加算		(=)老人訪問看護指示加算	300単位	300		

介護療養施設（療養型／診療所型）

3 □ 療養型病床群を有する診療所における介護療養施設サービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
53	3111	診療所型施設Ⅰ 1	(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (イ) 診療所型介護療養施設サービス費(イ) (看護職員 6:1、 介護職員 6:1)	a 要介護 1	902単位	902	1日につき	
53	3121	診療所型施設Ⅰ 2		b 要介護 2	920単位			920
53	3131	診療所型施設Ⅰ 3		c 要介護 3	938単位			938
53	3141	診療所型施設Ⅰ 4		d 要介護 4	955単位			955
53	3151	診療所型施設Ⅰ 5		e 要介護 5	973単位			973
53	3211	診療所型施設Ⅱ 1	(ロ) 診療所型介護療養施設サービス費(ロ) (看護・介護職員 3:1、うち、1人 は看護婦(士))	a 要介護 1	802単位	802		
53	3221	診療所型施設Ⅱ 2		b 要介護 2	818単位			818
53	3231	診療所型施設Ⅱ 3		c 要介護 3	834単位			834
53	3241	診療所型施設Ⅱ 4		d 要介護 4	850単位			850
53	3251	診療所型施設Ⅱ 5		e 要介護 5	865単位			865
53	3601	診療所型施設療養環境減算Ⅰ	診療所療養型病床群療養環境減算の基準に該当する場合	イ 診療所療養型病床群療養環境減算(Ⅰ) 1日につき 50単位減算		-50		
53	3602	診療所型施設療養環境減算Ⅱ		ロ 診療所療養型病床群療養環境減算(Ⅱ) 1日につき 90単位減算		-90		
53	3830	診療所型施設外泊時費用	居宅における外泊を認めた場合			1日につき 444単位	444 月6日限度	
53	3840	診療所型施設初期加算	(2) 初期加算(入院日から30日以内の期間)			1日につき 30単位加算	30 1日につき	
53	3851	診療所型退院前後訪問指導加算	(3) 退院時指導等加算	(一) 退院時等 指導加算	a 退院前後訪問指導加算	460単位	460 1回につき	
53	3852	診療所型退院時指導加算			b 退院時指導加算	1,070単位	1,070 1回限り	
53	3853	診療所型老人訪問看護指示加算		(ニ) 老人訪問看護指示加算		300単位	300	

サービスコード表(指定施設サービス等)

3 八 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
53	4111	痴呆型施設Ⅰ 1	(1)痴呆疾患型 介護療養施設サービス費	(-)痴呆疾患型	a 要介護 1	1,123単位	1,123	1日につき
53	4121	痴呆型施設Ⅰ 2		介護療養施設サービス費(Ⅰ)	b 要介護 2	1,165単位	1,165	
53	4131	痴呆型施設Ⅰ 3		(看護職員 6:1、 介護職員 4:1)	c 要介護 3	1,207単位	1,207	
53	4141	痴呆型施設Ⅰ 4			d 要介護 4	1,249単位	1,249	
53	4151	痴呆型施設Ⅰ 5			e 要介護 5	1,291単位	1,291	
53	4211	痴呆型施設Ⅱ 1		(-)痴呆疾患型	a 要介護 1	1,093単位	1,093	
53	4221	痴呆型施設Ⅱ 2		介護療養施設サービス費(Ⅱ)	b 要介護 2	1,134単位	1,134	
53	4231	痴呆型施設Ⅱ 3		(看護職員 6:1、 介護職員 5:1)	c 要介護 3	1,174単位	1,174	
53	4241	痴呆型施設Ⅱ 4			d 要介護 4	1,215単位	1,215	
53	4251	痴呆型施設Ⅱ 5			e 要介護 5	1,256単位	1,256	
53	4311	痴呆型施設Ⅲ 1		(-)痴呆疾患型	a 要介護 1	1,073単位	1,073	
53	4321	痴呆型施設Ⅲ 2		介護療養施設サービス費(Ⅲ)	b 要介護 2	1,113単位	1,113	
53	4331	痴呆型施設Ⅲ 3		(看護職員 6:1、 介護職員 6:1)	c 要介護 3	1,153単位	1,153	
53	4341	痴呆型施設Ⅲ 4			d 要介護 4	1,193単位	1,193	
53	4351	痴呆型施設Ⅲ 5			e 要介護 5	1,233単位	1,233	
53	4411	痴呆型施設Ⅳ 1	四痴呆疾患型	a 要介護 1	1,044単位	1,044		
53	4421	痴呆型施設Ⅳ 2	介護療養施設サービス費(Ⅳ)	b 要介護 2	1,083単位	1,083		
53	4431	痴呆型施設Ⅳ 3	(看護職員 6:1、 介護職員 8:1)	c 要介護 3	1,122単位	1,122		
53	4441	痴呆型施設Ⅳ 4		d 要介護 4	1,161単位	1,161		
53	4451	痴呆型施設Ⅳ 5		e 要介護 5	1,200単位	1,200		
53	4830	痴呆型施設外泊時費用	居宅における外泊を認めた場合		1日につき 444単位	444	月6日限度	
53	4840	痴呆型施設初期加算	(2)初期加算(入院日から30日以内の期間)		1日につき 30単位加算	30	1日につき	
53	4851	痴呆型退院前後訪問指導加算	(3)退院時指導等加算	(-)退院時等	a 退院前後訪問指導加算	460単位	460	1回につき
53	4852	痴呆型退院時指導加算		指導加算	b 退院時指導加算	1,070単位	1,070	1回限り
53	4853	痴呆型老人訪問看護指示加算		(-)老人訪問看護指示加算		300単位	300	

介護療養施設(痴呆疾患型/介護力強化型)

3 ニ 介護力強化病棟を有する病院における介護療養施設サービス

サービスコード		サービス内容略称		算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目									
53	6111	強化型施設 I 1	(1)介護力強化型介護療養施設サービス費	(→)介護力強化型介護療養施設サービス費(1) (看護6:1 介護3:1)	a 要介護 1	夜勤の勤務条件		1,093	1日につき	
53	6112	強化型施設 I 1・夜勤 I			1,093単位	に関する基準を	イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) + 23単位	1,116		
53	6113	強化型施設 I 1・夜勤 II			満たす場合	ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) + 14単位	1,107			
53	6114	強化型施設 I 1・夜勤 III				ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位	1,098			
53	6115	強化型施設 I 1・夜勤 IV				ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位	1,100			
53	6116	強化型施設 I 1・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位	1,068		
53	6121	強化型施設 I 2				b 要介護 2	夜勤の勤務条件			1,135
53	6122	強化型施設 I 2・夜勤 I				1,135単位	に関する基準を	イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) + 23単位		1,158
53	6123	強化型施設 I 2・夜勤 II				満たす場合	ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) + 14単位	1,149		
53	6124	強化型施設 I 2・夜勤 III					ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位	1,140		
53	6125	強化型施設 I 2・夜勤 IV					ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位	1,142		
53	6126	強化型施設 I 2・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位		1,110
53	6131	強化型施設 I 3				c 要介護 3	夜勤の勤務条件			1,177
53	6132	強化型施設 I 3・夜勤 I				1,177単位	に関する基準を	イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) + 23単位		1,200
53	6133	強化型施設 I 3・夜勤 II				満たす場合	ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) + 14単位	1,191		
53	6134	強化型施設 I 3・夜勤 III					ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位	1,182		
53	6135	強化型施設 I 3・夜勤 IV					ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位	1,184		
53	6136	強化型施設 I 3・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位		1,152
53	6141	強化型施設 I 4				d 要介護 4	夜勤の勤務条件			1,219
53	6142	強化型施設 I 4・夜勤 I				1,219単位	に関する基準を	イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) + 23単位		1,242
53	6143	強化型施設 I 4・夜勤 II				満たす場合	ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) + 14単位	1,233		
53	6144	強化型施設 I 4・夜勤 III					ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位	1,224		
53	6145	強化型施設 I 4・夜勤 IV					ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位	1,226		
53	6146	強化型施設 I 4・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位		1,194
53	6151	強化型施設 I 5				e 要介護 5	夜勤の勤務条件			1,261
53	6152	強化型施設 I 5・夜勤 I				1,261単位	に関する基準を	イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) + 23単位		1,284
53	6153	強化型施設 I 5・夜勤 II				満たす場合	ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) + 14単位	1,275		
53	6154	強化型施設 I 5・夜勤 III					ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位	1,266		
53	6155	強化型施設 I 5・夜勤 IV					ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位	1,268		
53	6156	強化型施設 I 5・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位		1,236

サービスコード表(指定施設サービス等)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
53	6211	強化型施設Ⅱ 1	(イ)介護力強化型介護療養施設サービス費(Ⅱ) (看護6:1 介護4:1) (ロ)介護力強化型介護療養施設サービス費	a 要介護 1	夜勤の勤務条件		1,026	(1日につき)	
53	6212	強化型施設Ⅱ 1・夜勤Ⅰ		1,026単位	に関する基準を	イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位	1,049		
53	6213	強化型施設Ⅱ 1・夜勤Ⅱ			満たす場合	ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位	1,040		
53	6214	強化型施設Ⅱ 1・夜勤Ⅲ				ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位	1,031		
53	6215	強化型施設Ⅱ 1・夜勤Ⅳ				ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位	1,033		
53	6216	強化型施設Ⅱ 1・夜勤減			夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位	1,001		
53	6221	強化型施設Ⅱ 2			b 要介護 2	夜勤の勤務条件			1,066
53	6222	強化型施設Ⅱ 2・夜勤Ⅰ		1,066単位	に関する基準を	イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位	1,089		
53	6223	強化型施設Ⅱ 2・夜勤Ⅱ			満たす場合	ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位	1,080		
53	6224	強化型施設Ⅱ 2・夜勤Ⅲ				ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位	1,071		
53	6225	強化型施設Ⅱ 2・夜勤Ⅳ				ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位	1,073		
53	6226	強化型施設Ⅱ 2・夜勤減			夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位	1,041		
53	6231	強化型施設Ⅱ 3			c 要介護 3	夜勤の勤務条件			1,105
53	6232	強化型施設Ⅱ 3・夜勤Ⅰ		1,105単位	に関する基準を	イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位	1,128		
53	6233	強化型施設Ⅱ 3・夜勤Ⅱ			満たす場合	ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位	1,119		
53	6234	強化型施設Ⅱ 3・夜勤Ⅲ				ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位	1,110		
53	6235	強化型施設Ⅱ 3・夜勤Ⅳ				ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位	1,112		
53	6236	強化型施設Ⅱ 3・夜勤減			夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位	1,080		
53	6241	強化型施設Ⅱ 4			d 要介護 4	夜勤の勤務条件			1,144
53	6242	強化型施設Ⅱ 4・夜勤Ⅰ		1,144単位	に関する基準を	イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位	1,167		
53	6243	強化型施設Ⅱ 4・夜勤Ⅱ			満たす場合	ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位	1,158		
53	6244	強化型施設Ⅱ 4・夜勤Ⅲ				ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位	1,149		
53	6245	強化型施設Ⅱ 4・夜勤Ⅳ				ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位	1,151		
53	6246	強化型施設Ⅱ 4・夜勤減			夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位	1,119		
53	6251	強化型施設Ⅱ 5			e 要介護 5	夜勤の勤務条件			1,184
53	6252	強化型施設Ⅱ 5・夜勤Ⅰ		1,184単位	に関する基準を	イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位	1,207		
53	6253	強化型施設Ⅱ 5・夜勤Ⅱ			満たす場合	ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位	1,198		
53	6254	強化型施設Ⅱ 5・夜勤Ⅲ				ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位	1,189		
53	6255	強化型施設Ⅱ 5・夜勤Ⅳ			ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位	1,191			
53	6256	強化型施設Ⅱ 5・夜勤減		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位	1,159			